

表1 税制改革案の内容(企業税制に係る主要部分を抜粋)

項目	現行制度	新制度(税制改革法案)
課税方式	全世界所得課税＋ 外国税額控除制度(注)	源泉地課税方式
連邦法人税の最高税率	35%	21%(一律)
パススルー事業体の所得に対する最高税率	39.6%(個人所得税)	31万5,000ドルまでの事業所得に対して20%まで税控除 ※2025年末までの時限的措置
投資費用の即時償却	－	5年間にわたり設備投資の即時償却を認める ※償却率逡減の上で2027年まで継続
海外留保利益への課税	米国への資金還流時に課税	1回限りの課税 (現金など:15.5%、その他:8%)
海外関連企業の支払いへの課税	－	・一定条件を満たす企業に対して、税源浸食税(BEAT: Base Erosion and Anti-Abuse Tax)を適用
無形資産所得に対する課税	－	・特定外国子会社(CFC)のグローバル無形資産低税率所得に対して米国株主側で課税 ・米国企業が海外で稼いだ国外無形資産所得に対して軽減税率を適用
法人代替ミニマム税	－	撤廃
支払利子の損金算入	原則算入可	調整課税所得(Adjusted Taxable Income)の30%を超えるネット支払利子の損金不算入

(注)海外で支払った税金を米国の税額から控除する制度。
 (出所)下院歳入委員会資料など

表2 税制改革案の内容(個人税制に係る主要部分を抜粋)

項目	現行制度	新制度(税制改革法案)
個人所得税	7段階 (10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%)	7段階 (10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%) ※2025年末までの時限的措置
控除	独身者:6,350ドル 夫婦合算:1万2,700ドル	・基礎控除額を約2倍に拡大 独身者:1万2,000ドル 夫婦合算:2万4,000ドル ※2025年末までの時限措置 ・州・地方税(所得税・固定資産税・売上税)は1万ドルまでであれば、控除可能 ※2025年末までの時限措置 ・医療費控除の維持・拡大
個人代替ミニマム税	－	維持 (免除額を拡大)
その他	－	・オバマケア未加入者に対する罰金撤廃

(出所)下院歳入委員会資料など